

## Contents

- 1 【インド】2020年版の統合版 FDI ポリシー
- 2 【メキシコ】データ保護法の解説(1)総論及び処理規制
- 3 【タイ】訴訟前調停の導入

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【インド】2020年版の統合版 FDI ポリシー

### 1. 2020年版の統合版 FDI ポリシーの発行とその全文日本語訳

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2020 年版が、2017 年版から約3年振りにインド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade)(※旧産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion))から、2020年10月15日付で発行され、同日付で施行された。

2020年版の統合版 FDI ポリシーの英語原文は、下記産業国内取引促進局のウェブサイトをご参照されたい。

[https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020\\_0.pdf](https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf)

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの外国直接投資にとって最も重要な文献の1つである。

弊所では、上記 2020 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳を作成し、下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載したので、ご参照されたい。

[https://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20201120\\_1.pdf](https://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20201120_1.pdf)

## 2. 2017年版からの主な変更点(日系企業にも関連するものを中心として)

### (1) 発行主体の変更

2017年版のFDIポリシー(2017年8月28日付で発行、施行)までは、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)が発行主体であったが、インド政府商工省内の改組に伴い、2020年版のFDIポリシー(2020年10月15日付で発行、施行)は、インド政府商工省の産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade)から発行されることとなった。

### (2) 外国直接投資(Foreign Direct Investment)及び外国ポートフォリオ投資(Foreign Portfolio Investment)の定義の変更(2.1.16条及び2.1.20条)

外国直接投資(Foreign Direct Investment)の定義が、①インドの非上場会社に対する外国投資、又は②インドの上場会社に対する完全希薄化ベースでの10%以上の外国投資、と変更された。なお、従前は、「外国直接投資」の定義は、上場、非上場を問わず、また出資割合を問わず、インドの内国会社に対して外国投資を行うこと、とされていた。

②について、インドの上場会社に対する完全希薄化ベースでの10%未満の投資については、外国ポートフォリオ投資(Foreign Portfolio Investment)に該当することとされた。但し、いったん10%以上外国直接投資を行った後、その持分が10%未満に下落した場合については、引き続き外国直接投資として扱われることに注意が必要である。

これは、「外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor)(2.1.21項参照)の登録を行ったインド非居住者が、外国直接投資を行うことができるか」という論点について、従前は、「いったん外国ポートフォリオ投資家の登録を行ったインド非居住者については、その者からの投資は全て外国ポートフォリオ投資として扱われ、外国直接投資としては扱われない(よって、当該非居住者からの外国投資は、全てFPI投資に適用される規制を受けてしまい、従って、例えば1つの会社に対する10%以上の外国投資はできない)」という解釈が採られていたのが、RBIからの通達により、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者であっても、外国直接投資が可能となったことを踏まえ、外国直接投資と外国ポートフォリオ投資の定義自体を整理したものであると考えられる。なお、インド非居住者が、外国直接投資による投資と、外国ポートフォリオ投資家による投資とを使い分けられることについては、2.1.17条の注意書もご参照されたい。

これにより、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者であっても、インドの上場会社に対する10%以上の投資を行う場合、当該投資は外国直接投資として整理されるため、当該投資に対しては、外国ポートフォリオ投資に適用されるさまざまな規制を受けないことになる。但し、上記定義の整理により、外国ポートフォリオ投資家の登録を行った者が、インドの上場会社に対して10%未満の投資を行う場合、当該投資は自動的に外国ポートフォリオ投資となってしまうこと(この投資を「外国直接投資である」とは言えないこと)に注意が必要である。

### (3) インドと陸上の国境を接する国からのインドへの外国投資に対する規制の導入(3.1.1条)

従前は、「特定国からインドへの投資制限」については、バングラデシュ及びパキスタンの2か国のみが対象となっていたが、2020年の法改正により、インドと陸上の国境を接する国からインドへの外国投資を行う場合、投資の対象を問わず、インド政府の事前承認が必要とされるようになった。

そのため、一般的には自動ルート(事後報告のみで外国投資が可能)での外国投資が認められている事業分野であっても、インドと陸上の国境を接する国からの投資である場合、政府ルート(外国投資に際し、インド政府の事前承認が必要となる)での投資が義務付けられるようになった。

インドと陸上の国境を接する国は、上述の元々投資制限がかかっていた国であるバングラデシュ及びパキスタンの2か国の他、中国、ネパール、ブータン、ミャンマーの4か国である。ネパール、ブータン、ミャンマーからインドへの外国投資は元々大きくはない一方、中国からインドへの外国投資は、近時非常に増えており、インド国内における中国資本への警戒感が高まっていたことが、上記規制の強化の背景にあるとも見られている。

日本は、もちろん「インドと陸上の国境を接する国」ではないため、上記規制は基本的には日本企業には影響はないと考えられるが、例えば日本企業が中国の子会社を通じてインドに投資しようとする場合や、日本企業の株主に中国に所在する企業や個人が存在する場合には、上記規制の適用を受けることもありうるため、注意が必要である。

#### (4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(5章全般)

##### ・5.2.6 項(防衛産業)

防衛産業への外国直接投資のうち、74%以下は自動ルート、74%超は一定の要件を満たす場合にのみ政府ルートにより認められるようになった。

従前は、49%以下は自動ルート、49%超は一定の要件を満たす場合にのみ政府ルートとされていた。

##### ・5.2.7.2 項(放送コンテンツ事業)

デジタルメディアを通じたニュースと時事問題のアップロード/ストリーミング事業に対する外国直接投資が、26%を上限として、政府ルートにより認められることが明記された。

従前は、同事業に対する外国直接投資規制は特に規定されていなかった。

##### ・5.2.9 項(民間航空)

2017年版のFDIポリシーにより、定期航空輸送サービス事業/国内定期旅客航空事業、及び地方航空輸送サービス事業への外国直接投資が100%まで認められるようになっていたが、エアインディア(Air India Limited)への投資については、(いわゆるナショナルフラッグキャリアであることを理由として)投資上限を原則として49%とするなど、一定の特別な規制が課されることが明記された。

##### ・5.2.10 項(タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発)

不動産仲介サービスについては、外国投資が禁止される「不動産事業」に該当せず、100%まで自動ルートによる外国投資が認められることが明記された。

##### ・5.2.15.2 項(電子商取引活動)

オンラインのマーケットプレイス事業について、様々な投資条件が追加された。

##### ・5.2.15.3 項(単独ブランド製品小売業)

単独ブランド製品小売業への外国直接投資が、100%まで自動ルートで認められるようになった。

従前は、49%以下は自動ルート、49%超は政府ルートとされていた。

また、「売却対象とする製品の30%をインド国内で調達しなければならない」旨の規制について、若干の緩和が認められた。

##### ・5.2.22 項(保険事業)

保険仲介人事業への外国直接投資が、一定の条件を満たすことを要件として、100%まで自動ルートで認められるようになった。

従前は、49%以下に限って、自動ルートで認められることとされていた。

## (5) インド非居住者による現物出資に対する規制の緩和(別紙2の6項)

自動ルートにより投資可能な事業分野については、資本財／機械／設備(中古機械を除く)の輸入及び開業費／創立費(賃料等の支払いを含む)を対価とする資本株式の発行は、別紙1に記載される各条件を遵守すること、及び外国直接投資(FDI)ポリシーに定める手続に従いフォーム FC-GPR によりインド準備銀行(RBI)に報告することを条件として、自動ルートにより認められることとされた。

これにより、インド非居住者が、現物出資によりインド内国会社の株式を引き受ける手続が、従前よりも簡素化された。

## (6) 外国直接投資の報告方法について(別紙5の2項)

インドに外国直接投資を行った場合の報告が、全て、<https://firms.rbi.org.in> の外国投資報告管理システム(FIRMS)プラットフォームで入手可能なシングルマスターフォーム(SMF)を通じて行わなければならないこととされた。

なお、上記の各規制の変更は、2017年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2017年8月28日以降、2020年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2020年10月15日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものを含むが、2020年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものも含むことに留意されたい。

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
 弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 2. 【メキシコ】データ保護法の解説(1)総論及び処理規制

### 1. メキシコのデータ保護法

メキシコの主要なデータ保護法としては *Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares*(以下、「民間保有データ保護法」又は「法」とする。)と *Ley General de Protección de Datos Personales en Posesión de Sujetos Obligados*(以下、「公共保有データ保護法」とする。)がある。

公共保有データ保護法はパブリックセクターのデータ取扱いを規制する法律である。同法の目的は、連邦、州及び地方自治体の各レベルにおける、行政・立法・司法の機関等(*Sujetos Obligados*<sup>1</sup>)によって自らのデータを所有されるデータ主体の権利を保障し、そのデータを保護するための基礎、原則及び手続を確立することにある<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 公共保有データ保護法1条第5文

<sup>2</sup> 公共保有データ保護法1条第4文

一方、民間保有データ保護法はプライベートセクターのデータ取扱いを規制する法律である。同法の目的は、民間の主体により保有される個人データを保護し個人のプライバシーと情報の自己決定権を保障することにある<sup>3</sup>。下記 3.(1)及び(2)にて述べるとおり、保護対象及び規制対象のいずれも広範である。従って、特定の産業に属する者を規制対象とし又は特定の性質のデータのみを保護対象とするいわゆるセクtral方式の規制ではなく、日本の個人情報保護法や GDPR のようなデータ保護のための一般規制である。特に、規制の枠組みや、保護対象となるデータの定義(下記 3.(1)にて解説する。)等の点で GDPR に類似している。

以上を踏まえ、本稿では民間保有データ保護法の構造、適用範囲及びデータの処理に関する規制を紹介する。なお、データ主体の権利やデータの移転に関する規制、違反に対するペナルティ等のトピックについては別稿にて解説する予定である。

## 2. 民間保有データ保護法の構造

民間保有データ保護法は全 69 条で構成され、11 章に分かれている。

1 章は通則規定を定めている。2 章以下では遵守されるべき具体的なルールやデータ主体の権利が規定されており、6 章では規制当局について、7 章ではデータ保護のための手続に関する規定が設けられている。9 章以下では罰則及び罰則適用の手続について定められており、当局による行政上の制裁のみならず、11 章において刑事罰も定められている。具体的には各章は下記のとおりである。

- 第 1 章： 通則規定(目的、定義等)
- 第 2 章： 個人データ保護の基本指針
- 第 3 章： データ主体の権利
- 第 4 章： アクセス、修正、取消し及び異議申立ての権利の行使
- 第 5 章： 個人データの移転
- 第 6 章： 規制当局
- 第 7 章： 権利保護手続
- 第 8 章： 認証手続
- 第 9 章： 罰則適用手続
- 第 10 章： 罰則(行政責任)
- 第 11 章： 違法な個人データの処理に関する犯罪(刑事責任)

上述のとおり法の規定の数は少ないが、法を補完し執行するためのルールとして、*Reglamento de la Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares* (以下、「規則」とする。)が存在する<sup>4</sup>。また、データ保護の規制当局<sup>5</sup>である *Instituto Nacional de Transparencia, Acceso a la Información y Protección de Datos Personales* (通称「INAI」)は Q & A 及び解説を公表しており<sup>6</sup>、また、プライバシー通知(*aviso de privacidad*)

<sup>3</sup> 法 1 条

<sup>4</sup> 規則 1 条

<sup>5</sup> <https://www.gob.mx/sfp/documentos/instituto-nacional-de-transparencia-acceso-a-la-informacion-y-proteccion-de-datos-personales-inai#:~:text=El%20INAI%20es%20el%20Organismo,del%20gobierno%20a%20la%20sociedad>

<sup>6</sup> <http://abcavisosprivacidad.ifai.org.mx/>。なお、法 3 条 11 号及び法 6 章より INAI ではなく *Instituto Federal de Acceso a la Información y Protección de Datos*(通称「IFAI」)が規制当局であるかのように読めるが、これは IFAI が INAI へと名称変更したという経緯によるものである。

に記載すべき項目別に根拠となる法、規則及びガイドラインを整理している<sup>7</sup>。

なお、法、規則及びガイドラインのいずれも原典はスペイン語であるが、法と規則については、英訳にアクセス可能である(2020年12月現在)<sup>8</sup>。もっとも、英訳は正確性に欠ける部分もあるように思われるため、あくまで参考にとどめ、原典を確認する必要がある<sup>9</sup>。

### 3. 適用範囲

#### (1) 保護の対象

法が保護の対象とするのは、「民間の主体(*particulares*)」(後述のとおり、法人を含む。)により保有された「個人データ(*datos personales*)」である<sup>10</sup>。個人データは「特定された又は特定しうる自然人のあらゆる情報」と定義されている<sup>11</sup>。「特定しうる自然人(*persona física identificable*)」は「何らかの情報によりその同一性を直接又は間接に確認しうる自然人」と定義されている<sup>12</sup>。一方で、自然人は、その同一性確認のために不相当に時間又は労力を要する場合には、特定しうる自然人には当たらないとされている<sup>13</sup>。

法により保護される個人データはそれ自体で自然人を特定又は識別できるデータでなくてもよい。また、他のデータとの照合及びそれによる特定等に関して、照合の容易性は要求されていない。従って、IPアドレスやcookieのような、通常は照合が容易とまではいえないデータも、民間保有データ保護法上は「個人データ」に該当する。この点は、日本の個人情報保護法上の「個人情報」として保護されるためには、少なくとも他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができる情報でなければならない点と異なる<sup>14</sup>。

日本の個人情報保護法上、「個人情報」として保護されるのは「生存する個人に関する情報」に限られ、死者の情報は「個人情報」に含まれない(但し、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当するため「個人情報」として保護の対象となりうる。)<sup>15</sup>。これに対し、メキシコの場合、死者の情報が民間保有データ保護法上の「個人データ」として保護されるかについては議論がある<sup>16</sup>。そのため、原則として「個人データ」に当たるものとして扱う運用が望ましいと思われる。

<sup>7</sup> <http://abcavisosprivacidad.ifai.org.mx/>のページ下部(*Apéndice Único. Marco normativo del aviso de privacidad*)。なお、ガイドラインについては、[http://www.dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5284966&fecha=17/01/2013](http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5284966&fecha=17/01/2013)にて閲覧可能である(スペイン語原典のみ)。

<sup>8</sup> 法は <http://inicio.inai.org.mx/English/1%20Data%20Protection%20Law.pdf>、規則は <http://inicio.inai.org.mx/English/2%20Regulations%20to%20the%20FLPPDHPP.pdf>にてそれぞれ英訳が公表されている。

<sup>9</sup> 法は <http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPDPPP.pdf>、規則は [http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LFPDPPP.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LFPDPPP.pdf)にてそれぞれ原文が公表されている。

<sup>10</sup> 法1条

<sup>11</sup> 法3条5号

<sup>12</sup> 規則2条8号第1文

<sup>13</sup> 規則2条8号第2文

<sup>14</sup> 個人情報の保護に関する法律2条1項及び2項

<sup>15</sup> 個人情報の保護に関する法律2条1項及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2-1 [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009\\_guidelines\\_tsusoku/#a2-1](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsusoku/#a2-1)

<sup>16</sup> 個人データはその定義上生存する自然人のデータに限定されていない。一方で、法53条1号はデータ主体の死亡をデータ保護手続開始請求の失効事由としている。

個人データのうち、一部の情報は加重された保護の対象とされている。具体的には、「センシティブデータ(*datos personales sensibles*)」<sup>17</sup>や「財産関連情報(*datos financieros o patrimoniales*)」<sup>18</sup>が加重された保護の対象とされている(詳細は各規制の箇所で説明する。)。センシティブデータは、「データ主体の生活の最も内密な領域に影響を及ぼし又はその不適切な使用が差別につながり若しくは深刻なリスクを伴う可能性がある個人データ」と定義されている<sup>19</sup>。「人種的又は民族的起源、現在及び将来の健康状態、遺伝情報、宗教的、哲学的及び道徳的信念、組合への加入、政治的意見、性的嗜好等の側面を明らかにしうる」個人データがセンシティブデータに当たるとされている<sup>20</sup>。財産関連情報については、法又は規則のいずれにおいても定義はされていない。

## (2) 規制に服する主体

上述のとおり、法は「民間の主体」により保有された「個人データ」の保護を目的とし、規制に服するのは個人データを処理(*tratamiento*)する民間の主体である<sup>21</sup>。規制に服する民間の主体は個人であるか法人であるかを問わない<sup>22</sup>。もっとも、i) 信用情報報告会社を規制する法(*Ley para Regular las Sociedades de Información Crediticia*)等の法律により規制される信用情報報告会社(*Sociedades de Información Crediticia*)及びii) 私的利用のみを目的として個人データの収集と保管を行い、開示や商用の目的を持たない者は法の適用対象外とされている<sup>23</sup>。

個人データを処理する民間の主体であって、上記 i)又は ii)のいずれにも該当しない者であっても、データの管理・処理等(又はその主体)が外国に関連する場合には地理的適用範囲についての検討が必要となる。規則上、以下の処理に対しては法が適用されるとされている<sup>24</sup>。

- I. メキシコ所在の管理者の施設(*establecimiento*)で実施される処理<sup>25</sup>。自然人の場合、「施設」は、主たる事業所、活動のために使用される場所又は自宅を意味する<sup>26</sup>。法人の場合、「施設」は事業の主たる管理地を意味する<sup>27</sup>。メキシコ外に所在する法人の場合、メキシコでの事業の主たる管理地を意味し、かかる管理地が存在しない場合は当該法人によって指定された場所又は実際に活動を行う安定した設備を意味する<sup>28</sup>。
- II. メキシコで設立された管理者のために処理者が実施する処理(処理者の所在地は問わない。)<sup>29</sup>。
- III. 管理者がメキシコに設立されていないものの、契約の締結の結果として又は国際法に基づきメキシコの法律が適用される場合の処理<sup>30</sup>。
- IV. 管理者がメキシコに設立されていないものの、メキシコに所在する手段(*medios*)<sup>31</sup>を利用する場合の処理<sup>32</sup>。

<sup>17</sup> 法3条6号、法9条、法13条第2文、法16条最終文、法64条第4号第2文、法69条、規則15条3号、規則17条第3文、規則56条、規則62条最終文。なお、法64条4号第2文、規則15条第3号及び規則17条第3文においては「*datos personales sensibles*」ではなく、「*datos sensibles*」の語が用いられているが、この「*datos sensibles*」は法3条6号において定義された「センシティブデータ」と同義である。

<sup>18</sup> 法8条第4文、規則15条2号、規則17条第3文

<sup>19</sup> 法3条6号第1文

<sup>20</sup> 法3条6号第2文

<sup>21</sup> 法1条、法2条

<sup>22</sup> 法2条

<sup>23</sup> 法2条

<sup>24</sup> 規則4条

<sup>25</sup> 規則4条1号

<sup>26</sup> 規則4条第3文

<sup>27</sup> 規則4条第4文

<sup>28</sup> 規則4条第4文

<sup>29</sup> 規則4条2号

<sup>30</sup> 規則4条3号

<sup>31</sup> 手段(*medios*)はメキシコに所在する個人データを収集し又は処理するために用いられうるあらゆる手段を意味する。例えば、サーバーやコンピューターの他、場合によってはメキシコ所在の自然人も該当しうる。

<sup>32</sup> 規則4条4号

但し、手段の利用はデータの処理目的でもなされている必要があり、処理が全く伴わない通過目的でのみ当該手段が利用される場合は除く<sup>33</sup>。

「管理者 (*responsable*)」は、個人データの処理を決定する民間の自然人又は法人をいう<sup>34</sup>。「処理者 (*encargado*)」は、管理者に代わって個人データを単独又は共同で処理する自然人又は法人をいう<sup>35</sup>。管理者がメキシコに所在していないが、処理者が所在している場合、処理者は規則 3 章の安全対策に関する規定に服する<sup>36</sup>。

上記 IV. に該当する場合、管理者は、法、規則その他の個人データの処理関連規制上の義務を遵守するために必要な措置を講ずる必要がある<sup>37</sup>。メキシコで設立されていない管理者であっても、代理人を選任することにより、メキシコで個人データの処理を行う者に課される義務を遵守できるようにするための適切な措置を実施したものとみなされうる<sup>38</sup>。

## 4. データの処理に関する規制

### (1) 「処理 (*tratamiento*)」

法 8 条は、法で規定されている例外に該当しない限り、個人データのあらゆる「処理」のためにデータ主体の同意が必要であると規定している<sup>39</sup>。「処理」は「あらゆる手段による個人データの取得、使用、開示又は保管」と定義されており、「使用」には、個人データへのアクセスや個人データの管理、利用、移転又は廃棄等の全ての行為が含まれるとされている<sup>40</sup>。重要な点として、取得が「処理」に含まれるため、個人データの取得の段階で同意が必要となる。

### (2) 同意の取得

同意は目的等を記載したプライバシー通知をデータ主体に示した上で取得される必要がある<sup>41</sup>。個人データをデータ主体から直接取得する場合は、同意は処理に先立って取得される必要がある<sup>42</sup>。同意は原則として明示の同意に限られず、黙示の同意も認められている<sup>43</sup>。データ主体にプライバシー通知を示した際に、データ主体が異議を述べない場合には黙示の同意があったものとされる<sup>44</sup>。但し、前提としてプライバシー通知にはデータ主体が異議を述べる方法等が記載されていなければならない<sup>45</sup>。

上述の財産関連情報及びセンシティブデータの処理のためには、明示の同意を取得する必要があり、黙示の同

<sup>33</sup> 規則 4 条 4 号

<sup>34</sup> 法 3 条 14 号

<sup>35</sup> 法 3 条 9 号

<sup>36</sup> 規則 4 条第 2 文

<sup>37</sup> 規則 4 条 4 号第 2 文

<sup>38</sup> 規則 4 条 4 号第 3 文。明文上はメキシコに所在する者を代理人とすることは要求されていないが、メキシコのデータ関連規制上の義務の遵守という趣旨に照らせば、メキシコに所在する者を代理人とすることが望ましい。

<sup>39</sup> 法 8 条第 1 文

<sup>40</sup> 法 3 条 18 号

<sup>41</sup> 規則 11 条第 2 文。望ましいプライバシー通知の提示方法は、個人データの取得態様に応じて異なる。ウェブサイト上で個人データの取得がなされる場合にはウェブサイト上でのプライバシー通知でも足りうるが、個人データが対面 (例えば受付等) で取得される場合には、印刷されたプライバシー通知がその場 (受付等) で提示されるべきであろう。

<sup>42</sup> 規則 11 条第 3 文。なお、データ主体から間接的に取得する場合については法 18 条第 1 文、規則 14 条第 2 文及び規則 29 条が規定しているが、本稿では説明を割愛する。

<sup>43</sup> 規則 13 条

<sup>44</sup> 法 8 条第 3 文

<sup>45</sup> 規則 14 条第 1 文

意取得に依拠することはできない<sup>46</sup>。一般に、同意が口頭、書面、電子的若しくは光学的手段その他の技術又は明確な表示による場合には、明示の同意であるとされる<sup>47</sup>。もっとも、センシティブデータの処理のために明示の同意を取得する場合には形式要件が加重されている点に注意が必要である。具体的には、管理者は、データ主体からの書面による明示の同意を取得する必要がある、口頭での同意はそれが明示的であっても不十分である<sup>48</sup>。さらに、上記の同意書面はデータ主体の署名、電子署名又は適切な認証システムを含んでいる必要がある<sup>49</sup>。

同意は自由意思に基づくものでなければならず、錯誤、脅迫又は詐欺等の影響を受けていてはならない<sup>50</sup>。プライバシー通知に記載する目的は一つである必要はなく、複数の記載も許されるが、いずれの目的も処理を正当化する程度に特定され明確でなければならない<sup>51</sup>。プライバシー通知は同意に先立ちデータ主体に表示される必要がある、データ主体がプライバシー通知により自らの個人データが処理されること及びその帰結を理解する必要がある<sup>52</sup>。

個人データの処理は、プライバシー通知に記載された目的の達成に必要な限度でなされなければならない<sup>53</sup>。管理者が、プライバシー通知記載の目的と互換性がない又は類似していない別の目的でデータを処理する場合は、データ主体の同意を再度取得する必要がある<sup>54</sup>。

同意を取得したことの証明責任は管理者が負う<sup>55</sup>。加えて、データ主体はいつでも同意を撤回することができる<sup>56</sup>。従って、同意に依拠した個人データの処理は安定性を欠く面がある点は否定できない。

### (3) 同意取得が不要となる場合

以下の場合には、個人データの処理に関する同意は不要である<sup>57</sup>。

- I. 法令が規定している場合。
- II. 個人データが公表されている情報源に表示されている場合。
- III. 個人データが、既にデータ主体とそのデータの関連性を除去する手続の対象となっている場合。
- IV. データ主体と管理者との法的関係に基づく義務(例えば、契約上の義務等)を履行することを目的する場合。
- V. 個人又は財産に危害が及びうる緊急事態の場合。
- VI. 医療関連サービスのために不可欠であり、データ主体が一般健康法(*Ley General de Salud*)その他の関連法に定める条件に従い同意をすることができず、かつ、専門家としての秘密保持義務又は同等の義務に服する者によって個人データが処理される場合。
- VII. 管轄当局の決定があった場合。

I.について、「法令」は原則としてメキシコの法令に限られ、外国の法令は含まれない。

III.は、既に匿名化・断片化されたデータは「個人データ」に当たらず保護の対象とならないためである。かかる匿名

<sup>46</sup> 財産関連情報につき、法8条第4文及び規則15条2号。センシティブデータにつき法9条第1文及び規則15条3号。

<sup>47</sup> 法8条第2文

<sup>48</sup> 法9条第1文

<sup>49</sup> 法9条第1文

<sup>50</sup> 規則12条1号

<sup>51</sup> 規則12条2号

<sup>52</sup> 規則12条3号

<sup>53</sup> 法12条第1文

<sup>54</sup> 法12条第2文

<sup>55</sup> 規則20条

<sup>56</sup> 法8条第5文及び規則21条第1文

<sup>57</sup> 法10条

化のためには、データ主体との関連性を除去し、他のデータとの照合等によるデータ主体の特定・識別もほぼ不可能な状態にする必要がある。

VII.について、「管轄当局」は INAI 及び該当地域を管轄する規制当局である。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.のメキシコ法弁護士である Adolfo Athie Cervantes 氏, Renata Denisse Buerón Valenzuela 氏及び Erika Itzel Rodríguez Kushelevich 氏の協力を得て作成しております。

弁護士 石井 淳  
[jun.ishii@amt-law.com](mailto:jun.ishii@amt-law.com)  
弁護士 西山 洋祐  
[ynishiyama@basham.com.mx](mailto:ynishiyama@basham.com.mx)  
※メキシコの Basham, Ringe y Correa,  
S.C.法律事務所に勤務中

### 3. 【タイ】訴訟前調停の導入

タイでの訴訟は、日本と同様に、関与する当事者にとって費用と時間を要する可能性のあるものであり、実際にタイにおける訴訟は、申立から第一審裁判所が判決を下すまでに約 1 年以上を要する場合もある。さらに、上訴した場合には 5 年以上を要する場合もある。

タイにおいても、仲裁や任意の調停などは裁判外紛争解決手続として、紛争当事者にとって時間と費用を押さえる手段として認識されている。もっとも、仲裁判断の強制執行又は和解契約の内容の強制執行は、改めて裁判所の許可を得なければ行うことができない。仲裁判断を執行するためには、仲裁判断を得た当事者が、裁判所に仲裁判断の承認を求める申立書を提出し、仲裁判断の対象となる債務者に対する債務名義を取得することになる。また、和解契約の内容を執行するためには、当事者は新たな訴訟を提起しなければならず、同様に債務名義を取得する必要がある。

訴訟を提起する当事者においては、裁判内で行われる裁判所主導の調停に紛争解決効果を期待していると思われる。裁判所主導の調停の利点は、中立的な立場の裁判官や任命された調停人の前で、当事者がよりオープンで友好的になるという傾向が見受けられることである。さらに、両当事者が調停の結果、訴訟手続内で和解契約を締結すれば、それを裁判所が承認することで、一方当事者が和解契約に違反した場合であっても、もう一方の当事者は、新たな訴訟を提起せずに和解契約の内容を強制執行することができ、再度煩雑な手続を行う必要がないという利点がある。もっとも、訴訟手続内での和解の場合も、訴訟で判決を得る場合と同様に、両当事者は、弁護士費用、訴訟費用等相応の時間と費用を負担しているものである。さらに、訴訟では両当事者の敵意がむき出しになることも少なくない。

そこで、紛争解決策におけるより効果的で友好的な経済的な選択肢を提供することを目的として、2020 年 9 月 8 日、2020 年民事訴訟法を改正する法律(第 32 号) (以下「改正民事訴訟法」という。)が公布され、紛争当事者は訴訟を提起する前であっても、裁判所に調停の開始を申立ることができるようになった。改正民事訴訟法は、2020 年 11 月 8 日に施行され、報道によれば、全国の裁判所で既に本法律に対応する用意ができていていることであり、当事務所にて実際に裁判所の職員と話をしてみたところでも、改正民事訴訟法の施行後、既に訴訟提起前の調停の申立が相当数なされているということである。

改正民事訴訟法第 20 条の 3 によると、訴訟を提起する前に、原告となりうる当事者は、訴訟が実際に提起された場合に管轄権を有する裁判所に対して、紛争を友好的な方法で解決することができるように、調停人を指名する

よう裁判所に申立をすることができる。この申立書は、裁判所に対して、郵送又はオンラインで提出することができる。裁判所が申立を受理した後、裁判所は、調停申立を受ける意思があるかどうかを相手方当事者に照会をする。相手方当事者が裁判所の照会を拒絶し又は返答しなかった場合は、手続はそれ以上進まず終了する。相手方当事者が裁判所の照会に対して応答し調停を開始する意思を有する場合、裁判所は、調停人を指名し、関係当事者を裁判所で開かれる調停期日に出席するよう召喚する権限を有する。各当事者は代理人を選任する権限を有する。なお、本調停については、訴訟費用は発生しない。

両当事者が調停により紛争解決についての合意に達することができた場合、裁判所は、両当事者による和解契約の締結を進め、和解契約の締結日において、裁判所は、和解契約のいずれかの当事者の申立に基づき、当該和解契約の内容に合意する判決を下すことができる。そして、和解契約のいずれかの当事者が当該和解契約の内容に違反した場合には、もう一方の当事者は、新たな訴訟を提起することなく、直ちに和解契約の内容を強制執行することができる。

なお、仮に調停が成立せず、かつ当該調停の申立後調停が終了するまでの間に実体法上の時効期間が満了した場合で、かつ調停申立時の残りの時効期間が 60 日以下であった場合には、時効期間が調停が終了した日から 60 日間延長される(これは、当事者による本訴提起を認める趣旨である。)

改正民事訴訟法は、当事者にとっては紛争解決に要する時間と費用の削減になるものであり、裁判所にとっても大量の訴訟事件を減らすことになることが期待されている。

弁護士 安西 明毅  
[akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com)  
タイ法弁護士  
スラポン・ダムロンクラクールサク  
[surapong.damrongtrakoolsak@amt-law.com](mailto:surapong.damrongtrakoolsak@amt-law.com)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。